**令和８年（フ）第２７５号**
静岡県浜松市中央区本郷町1328番地の４　ビラセンダイ102
債務者　宮本　福江
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　崇史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後４時
5　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和８年（フ）第２４３号**
和歌山県海南市日方1274番地76　ウェルネスコート604号、前住所和歌山市新通６丁目28番地
債務者　向井　正興
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　康文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第１８５号**
大阪府高槻市登町12番Ａ14―408号
債務者　小野　大輔
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　裕子
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**令和８年（フ）第１５９号**
北海道帯広市大空町11丁目２番地　２―216号
債務者　辻　タエ子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和８年（フ）第１６０号**
北海道帯広市西17条南５丁目４番地９　コーポマイロードⅡ　105号室
債務者　村上　康衣
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和８年（フ）第３８号**
岩手県二戸郡一戸町一戸字北舘151番地４、住民票上の住所岩手県二戸郡一戸町西法寺字関屋83番地５
債務者　清川　琉暉
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**令和８年（フ）第３９号**
岩手県二戸郡一戸町一戸字北舘51番地４、住民票上の住所岩手県二戸市福岡字上平16番地11
債務者　猪股　真弓
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**令和８年（フ）第５２４号**
栃木県鹿沼市茂呂298番地４　サニーサイドハイツ　105
債務者　岡田　文子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第２１４号**
千葉県佐倉市稲荷台３丁目３番地２　ベルアーバンハイツ202、前住所千葉県佐倉市井野1373番地33　ヴェルドミール201
債務者　應武めぐみセラ（旧姓三上）
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和８年（フ）第２３９号**
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地453　スカイウイングＣ101号室
債務者　又場みゑ子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和８年（フ）第１１９７号**
横浜市南区六ツ川２丁目27番地50　第１光ハイツ101
債務者　濱崎　武尊
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１３６０号**
横浜市神奈川区六角橋６丁目29番３―206号、申立時の住所横浜市戸塚区前田町520番地２ソーシャルレジデンス東戸塚217号
債務者　小林　史佳
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１５６９号**
横浜市戸塚区矢部町770番地87　リリカル戸塚105号
債務者　鈴木　秀逸
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１６７７号**
横浜市保土ケ谷区西谷３丁目５番13号　サンティーナムトウ101号
債務者　長澤　千永
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１７８７号**
横浜市南区宮元町１丁目21番地１　アーバンヒルズ吉野町608
債務者　山本　淳子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第４９８号**
川崎市川崎区東田町７番地９　スタイリオ川崎　202
債務者　小嶋　裕奈
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係